令和８年度愛媛県次世代型自動給餌機導入拡大事業費補助金交付要綱

（目的）

第１条　県は、愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところにより、飼料価格の高騰及び魚価の低迷により経営が圧迫されている魚類養殖業者が効率的な給餌体制の構築を促進し、飼料コストの削減を図るため、導入する次世代型自動給餌機の購入経費に対し、予算の範囲内で、令和８年度愛媛県次世代型自動給餌機導入拡大事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

（事業実施主体）

第２条　補助金の交付対象となる事業実施主体は、魚類養殖業を営む個人又は法人の経営体とする。

（補助対象経費等）

第３条　採択要件、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助金額、補助対象機器については、別表に掲げるとおりとする。

（補助金の交付申請）

第４条　事業実施主体は、補助金の交付を受けようとするときは、交付申請書（様式第１号）に関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第５条　知事は、前条に規定する申請書を受理した場合には、その内容を審査し、適当と認めたときは、必要な条件を付して、補助金の交付を決定し、速やかに事業実施主体に通知するものとする。

（補助事業の変更承認申請）

第６条　前条の規定により、補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、以下に示す、重要な変更をしようとするときは、あらかじめ変更承認申請書（様式第２号）に関係書類を添付して知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（１）事業費及び県補助金額の変更

（２）事業実施主体の変更

（３）補助対象機器の変更

（補助事業の中止及び廃止）

第７条　補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ中止（廃止）承認申請書（様式第３号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（状況報告）

第８条　補助事業者は、令和８年12月31日までの事業遂行状況を令和８年1月15日までに、遂行状況報告書（様式第４号）により、知事に報告しなければならない。

（実績報告）
第９条　補助事業者は、補助事業の完了した日から起算して10日以内又は令和９年２月26日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第５号）に、知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（補助金額の確定）
第10条　知事は、前条に規定する実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、その旨を補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）
第11条　前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、精算払請求書（様式第６号）を、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

（補助金の交付）
第12条　知事は、前条の規定による精算払請求書を受理した場合は、補助金を交付するものとする。

（補助金の概算払）
第13条　知事は、前２条の規定にかかわらず、補助事業の実施上必要と認めたときは、補助金の一部又は全部を概算払することができる。
２　補助事業者は、概算払の交付を受けようとするときは、概算払請求書（様式第７号）に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（補助金の返還等）
第14条　知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第５条の交付決定を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。
（１）事業の対象となった次世代型自動給餌機の購入契約を解約又は補助事業者以外に転貸した場合。ただし、事業実施主体の合併等により、当該法人等が同様の条件で引き継ぐ等やむを得ない場合を除く。
（２）補助事業者が別表に定める採択要件を満たさなくなった場合。

（財産の管理）
第15条　補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）のうち、規則第22条第２項第４号に規定する財産は、取得価格又は効用の増加価格の単価が50万円を超える機械及び重要な器具とする。
２　規則第22条第２項ただし書に規定する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間とする。
３　補助事業者は、前項に規定する期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
４　知事の承認を受けて取得財産等を処分することにより、収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
５　補助事業者は、第２項に規定する期間中、取得財産等については財産管理台帳（様式第８号）を整備保管しなければならない。

（関係書類の保管）
第16条　補助事業者は、補助事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業終了の年度の翌年度から起算して５年間保管しなければならない。

（事業の適切な執行に向けた指導等）
第17条　知事は、本事業の適切な執行に必要な場合は、補助事業者に対し、報告又は資料の提出を求め、必要に応じて指導及び助言を行う。
２　知事は、本事業の完了後においても、本事業の適切な執行を確認するため、必要と認めたときは、補助事業者に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。
３　補助事業者は、本事業で取得した次世代型自動給餌機による毎年度の給餌量の削減効果等について、翌年度の４月末までに事後評価報告書（様式第９号）により知事に報告しなければならない。なお、報告の対象期間は、補助事業終了の年度の翌年度から起算して５年間とする。

（暴力団排除に関する誓約）
第18条　補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

（書類の経由）
第19条　補助事業者がこの要綱により知事に提出する書類は、所轄地方局長を経由することとする。

（その他）
第20条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附　則
（施行期日）
この要綱は、令和８年10月22日から施行する。

別表

採択要件	補助対象経費	補助金額	補助対象機器
愛媛県海域において魚類養殖業を営む者 従来型自動給餌機を使用しており、次世代型自動給餌機に更新しようとする者 経費削減による経営改善に取り組む者	次世代型自動給餌機の購入に要した経費（機器の費用、設置費及び工事費等の機器の整備に必要な経費を含む。ただし、消費税は補助対象としない)。 ただし、既存の自動給餌機の撤去に要する経費は補助対象としない。	補助対象経費の３分の１以内	１　AI搭載型自動給餌機 ２　IoT型自動給餌機 ３　自発摂餌式自動給餌機 ただし、メーカーにより品質を保証された中古品を含む。

※補助金額は、千円未満は切り捨てること。

※次世代型自動給餌機は、自動給餌機に水中カメラ、環境センサー又は自発給餌センサー等を搭載し、IoT機器による遠隔操作又は養殖魚の摂餌行動に対応した自動給餌が可能な機器とする。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当団体は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

（１）法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

（２）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

（３）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

（４）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

様式第１号（第４条関係）

令和８年度愛媛県次世代型自動給餌機導入拡大事業費補助金交付申請書

番　　号
年　月　日

愛媛県知事　（氏名）　様

所在地
事業実施主体名
代表者職　氏名　　印

令和８年度愛媛県次世代型自動給餌機導入拡大事業を次のとおり実施したいので、令和８年度愛媛県次世代型自動給餌機導入拡大事業費補助金交付要綱第４条の規定により、補助金　　円を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

１　事業の目的

２　事業の内容及び経費の配分

（１）事業経費

区　分	事業費 (A+B)	補助事業に要する (又は要した)経費	負　担　区　分	
			県補助金 (A)	その他 (B)
事　業　費	円	円	円	円

（２）事業計画（又は実績）

事業実施主体	設置場所	整備機器	事　業　期　間		備考
			契約 (予定) 年月日	完了 (予定) 年月日	

３　事業完了予定年月日（又は事業完了年月日）

4　収支予算（又は精算）

（1）収入の部

区　分	予算額（又は精算額）	※精算時のみ記入（予算額）	比　較		備　考
			増	減	
県　補　助　金	円	円	円	円	
そ　の　他					
計					

（2）支出の部

事　業　内　容	予算額（又は精算額）	※精算時のみ記入（予算額）	比　較		備　考
			増	減	
	円	円	円	円	
計					

5　補助金算出表

事業内容	全体事業費	左のうち補助対象事業費（ア）	補助率（イ）	算　出補助金額（ア×イ）（ウ）	補助金限度額（エ）	補助金額（ウとエのうち低い金額）
	円	円		千円	千円	千円

6　機械器具の購入明細書

品　目	型式・銘柄等	耐用年数	数　量	単　価	金　額	備　考
				円	円	

7　添付書類

（1）　仕様書
（2）　見積書及びカタログなど
（3）　定款の写し（法人の場合のみ）
（4）　納品が分かる機器の設置完了の写真（実績報告のみ）
（5）　納品書、請求書、入金伝票等の写し（実績報告のみ）
（6）　財産管理台帳（様式第８号、実績報告のみ）
（7）　その他、知事が必要と認める書類

（注）　本様式に責任者及び事務担当者の氏名、連絡先を記載し、電子メールで提出（宛先を県の事務担当者及びその上席者並びに事業実施主体の事務担当者の上席者とする）する場合においては、押印を省略することができる。なお、押印を省略する場合は、印を削除するものとする。

様式第２号（第６条関係）

令和８年度愛媛県次世代型自動給餌機導入拡大事業変更承認申請書

番　　号
年　月　日

愛媛県知事　（氏名）　様

所在地
事業実施主体名
代表者職　氏名　　印

年　月　日付け愛媛県指令　水産第　号で、補助金交付決定の通知があった令和８年度愛媛県次世代型自動給餌機導入拡大事業を、下記のとおり変更したいので、令和８年度愛媛県次世代型自動給餌機導入拡大事業費補助金交付要綱第６条の規定により、その承認を申請します。

記

（注）　１　記の記載要領は、様式第１号に準ずるものとし、その場合、「事業の目的」を「変更の理由」とする。

２　変更事業ごとに変更前を朱書きで上段に記載する。

３　本様式に責任者及び事務担当者の氏名、連絡先を記載し、電子メールで提出（宛先を県の事務担当者及びその上席者並びに事業実施主体の事務担当者の上席者とする）する場合においては、押印を省略することができる。なお、押印を省略する場合は、印を削除するものとする。

様式第３号（第７条関係）

令和８年度愛媛県次世代型自動給餌機導入拡大事業中止（廃止）承認申請書

番　　号
年　月　日

愛媛県知事　（氏名）　様

所在地
事業実施主体名
代表者職　氏名　　印

年　月　日付け愛媛県指令　水産第　号で、補助金交付決定の通知があった令和８年度愛媛県次世代型自動給餌機導入拡大事業を中止（廃止）したいので、令和８年度愛媛県次世代型自動給餌機導入拡大事業費補助金交付要綱第７条の規定により、その承認を申請します。

記

１　事業の中止（廃止）の理由
２　中止の期間（廃止の時期）

（注）　本様式に責任者及び事務担当者の氏名、連絡先を記載し、電子メールで提出（宛先を県の事務担当者及びその上席者並びに事業実施主体の事務担当者の上席者とする）する場合においては、押印を省略することができる。なお、押印を省略する場合は、印を削除するものとする。

様式第４号（第８条関係）

令和８年度愛媛県次世代型自動給餌機導入拡大事業遂行状況報告書

番　　号
年　月　日

愛媛県知事　（氏名）　様

所在地
事業実施主体名
代表者職　氏名

年　月　日付け愛媛県指令　水産第　号で、補助金交付決定の通知があった令和８年度愛媛県次世代型自動給餌機導入拡大事業について、令和８年度愛媛県次世代型自動給餌機導入拡大事業費補助金交付要綱第８条の規定により、次のとおりその遂行状況を報告します。

記

（10月末日現在）

事業内容	計　画		出来高		進捗率 (B/A)	残　高	
	事業量	事業費 (A)	事業量	事業費 (B)		事業量	事業費 (A－B)
		円		円	%		円

様式第５号（第９条関係）

令和８年度愛媛県次世代型自動給餌機導入拡大事業実績報告書

番　　号
年　月　日

愛媛県知事　（氏名）　様

所在地
事業実施主体名
代表者職　氏名　　印

年　月　日付け愛媛県指令　水産第　号で、補助金交付決定の通知があった令和８年度愛媛県次世代型自動給餌機導入拡大事業の実績について、令和８年度愛媛県次世代型自動給餌機導入拡大事業費補助金交付要綱第９条第１項の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

（注）　１　記の記載要領は、様式第１号に準ずるものとする。
２　事業ごとに計画（変更があった場合は最終変更計画）を朱書きで上段に記載する。
３　本様式に責任者及び事務担当者の氏名、連絡先を記載し、電子メールで提出（宛先を県の事務担当者及びその上席者並びに事業実施主体の事務担当者の上席者とする）する場合においては、押印を省略することができる。なお、押印を省略する場合は、印を削除するものとする。

様式第６号（第11条関係）

令和８年度愛媛県次世代型自動給餌機導入拡大事業費補助金精算払請求書

番　　号
年　月　日

愛媛県知事　（氏名）　様

所在地
事業実施主体名
代表者職　氏名　　印

年　月　日付け愛媛県指令　水産第　号で、補助金交付決定の通知があった令和８年度愛媛県次世代型自動給餌機導入拡大事業について、令和８年度愛媛県次世代型自動給餌機導入拡大事業費補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり請求します。

記

一金　　円也

内訳	交付決定通知額	金	円也
	概算払受領済額	金	円也
	今回請求額	金	円也

（注）　本様式に責任者及び事務担当者の氏名、連絡先を記載し、電子メールで提出（宛先を県の事務担当者及びその上席者並びに事業実施主体の事務担当者の上席者とする）する場合においては、押印を省略することができる。なお、押印を省略する場合は、印を削除するものとする。

様式第７号（第13条関係）

令和８年度愛媛県次世代型自動給餌機導入拡大事業費補助金概算払請求書

番　　号
年　月　日

愛媛県知事　（氏名）　様

所在地
事業実施主体名
代表者職　氏名　　印

年　月　日付け愛媛県指令　水産第　号で、補助金交付決定の通知があった令和８年度愛媛県次世代型自動給餌機導入拡大事業について、令和８年度愛媛県次世代型自動給餌機導入拡大事業費補助金交付要綱第13条第２項により、　　円を請求します。

記

請求金額　　円

１　概算払を必要とする理由

２　概算払請求額の根拠

事業内容	補助事業に要する経費	県補助金(A)	既受領額(B)		今回請求額(C)		残額(A－B－C)		事業完了予定年月日	備考
			金額	出来形	金額	出来形	金額	出来形		
	円	円	円	%	円	%	円	%		

（注）　本様式に責任者及び事務担当者の氏名、連絡先を記載し、電子メールで提出（宛先を県の事務担当者及びその上席者並びに事業実施主体の事務担当者の上席者とする）する場合においては、押印を省略することができる。なお、押印を省略する場合は、印を削除するものとする。

様式第８号（第15条関係）

財産管理台帳

事業概要					工期		経費の配分			処分制限期間		処分の状況		摘要
事業内容	事業実施主体	機器名	施行箇所又は設置場所	事業量	着工年月日	竣工年月日	総事業費	負担区分		耐用年数	処分制限年月日	承認年月日	処分の内容	
								県費	その他					
							円	円	円					
合計														

（注）　１　処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
　　２　処分の内容欄には、譲渡、交換、貸し付け等を記載すること。
　　３　摘要欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
　　４　この書式により記載が難しい場合は、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に替えることができる。

様式第９号（第17条関係）

事後評価報告書

番　　号
年　月　日

愛媛県知事　（氏名）　様

所在地
事業実施主体名
代表者職　氏名　　印

（１）事業実施主体及び機器に関する項目

所属漁業協同組合	設置場所	対象魚種

設置機器	容量（L）	餌吐出量（kg/h）

事業経費		
総事業費（円）	県費（円）	その他（円）

（２）機器を導入した生簀に関する項目

	池入時		給餌量（kg）	出荷時	
	尾数（尾）	平均重量（g）		尾数（尾）	平均重量（g）
導入生簀					
対照生簀					

	要した飼料経費（円）	削減金額（円）	経費削減率（%）	備考
導入生簀				
対照生簀				